

# 奨学生募集要項（2026年度）

No. 706

## 直接応募（C区分）

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                              |       |                                                                         |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------|
| 奨学団体名<br>(奨学金名称)  | 鹿児島県奨学金返還支援制度（地域活性化枠）                                                                                                                                                                                                                                        |       |                                                                         |
| 2026<br>募集人数      | 全国で20名程度                                                                                                                                                                                                                                                     |       |                                                                         |
| 募集学年              | 令和10年3月（令和9年度中を含む）に大学・大学院を卒業（修了）予定の者                                                                                                                                                                                                                         |       |                                                                         |
| 募集学部・研究科<br>研究分野等 | 全学部・研究科                                                                                                                                                                                                                                                      |       |                                                                         |
| 財団締切時期            | 2026年11月30日（月）                                                                                                                                                                                                                                               |       |                                                                         |
| 給付                | 募集要項参照                                                                                                                                                                                                                                                       | 貸与    | 無                                                                       |
| 授業料相当額支給          | 無                                                                                                                                                                                                                                                            |       |                                                                         |
| (採用時) 一時金         | 無                                                                                                                                                                                                                                                            |       |                                                                         |
| 併給                | 併給可                                                                                                                                                                                                                                                          | 年齢制限  | 無                                                                       |
| 就労制限              | —                                                                                                                                                                                                                                                            | 出身地制限 | ・鹿児島県内の高等学校等を卒業した者<br>(鹿児島県外者については、生計維持者が鹿児島県内に本拠を有する者の子等で県内の中学校を卒業した者) |
| その他応募条件           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本学生支援機構の第一種奨学金、もしくは、鹿児島県育英財団大学等奨学金の貸与を受けている又は受けていた者</li> <li>・卒業（修了）後、鹿児島県内企業等に就業する意志があり、かつ、県内移住を希望する者</li> </ul> ※就業要件あり（募集要項参照） <ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿児島県等が実施する返還免除の修学支援金等を受給していない者</li> </ul> |       |                                                                         |

# 令和8年度大学等奨学金返還支援候補者募集要項

～鹿児島県の将来を担う学生の皆さんを募集します～

## [地域活性化枠(令和9年度大学等卒業(修了)予定者)]

公益財団法人鹿児島県育英財団

[返還支援イメージ]



※ この制度は、鹿児島県、県内各市町村からの出捐金及び事業の趣旨にご賛同いただいた企業・団体からの寄附金によって支えられています。これまでに寄附をいただいた企業・団体については、4ページに掲載しています。

### 1 募集対象者

次の(1)、(2)のいずれかに該当し、かつ、(3)から(6)までの全てに該当する者

- (1) 鹿児島県内（以下「県内」という。）の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」という。）を卒業した者
- (2) 鹿児島県外（以下「県外」という。）の高等学校等を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験合格者（県内に生活の本拠を有する者の子等で、県内の中学校、義務教育学校又は特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）を卒業した者に限る。）
- (3) 大学又は大学院（以下「大学等」という。）に在学し、**令和10年3月（令和9年度中を含む。）**に大学等を卒業（修了）予定の者
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金（以下「機構奨学金」という。）又は公益財団法人鹿児島県育英財団大学等奨学金（以下「育英財団奨学金」という。）の貸与を受けている者又は貸与を受けていた者
- (5) 大学等を卒業（修了）後、県内企業等に就業する意志があり、かつ、県内居住を希望する者
- (6) 鹿児島県等が実施する返還免除の制度が設けられている修学資金等を受給していない者

例) 

|                   |                |
|-------------------|----------------|
| ・ へき地勤務医師等修学資金    | ・ 鹿児島県看護職員修学資金 |
| ・ 鹿児島県獣医師確保対策修学資金 | ・ 鹿児島県保育士修学資金  |

※ 大学等入学時に、当財団の大学等入学時奨学金（地方創生枠）の奨学生として採用され、送金を受けた者は申請できない。

2 募集人員 20人程度

3 募集期間 令和8年7月27日(月) ～ 令和8年11月30日(月) ※ 必着

#### 4 支援対象金額

原則として、大学（学部）在学中に借り受けた機構奨学金又は育英財団奨学金の全額。ただし、奨学金返還支援の要件を満たす前に返還をした奨学金の額及び返還期限猶予をされた奨学金の額は、支援対象外とする。

※ 大学院に進学した場合は、在学中に借り受けたいずれか一つの奨学金の全額を支援対象とする。

①大学（学部） ②大学院（修士課程） ③大学院（博士課程）

#### 5 支援要件

大学等卒業（修了）後、6か月以内（大学等卒業（修了）後、引き続き上級学校へ進学した場合や、理事長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。）に次の(1)及び(2)に該当し、かつ、その状況が継続している者

(1) 鹿児島県の発展に寄与する産業分野に就業すること。

就業は、以下の要件のいずれかを満たし、企業等に就業する者については、正規雇用者（期間の定めのない契約により雇用される者で、労働時間が通常の労働者の4分の3以上である者）であること。

なお、公務員として採用された場合は、支援対象外とする。

ア 県内に本社を有する企業等に雇用されている者

イ 県外に本社を有する企業等の県内支店が採用した者（県内支店配属は不可）

ウ 県内で個人事業（農業・営業など）を営み、確定申告をしている者又は申告書において事業専従者として記載されている者

エ 県内の個人事業者に雇用されている者

オ 県内に法人を設立・経営している者

(2) 県内に居住すること。ただし、県内に本社を有する企業等に就業した場合で、県外の支店等勤務により、やむなく県外に居住せざるを得ない場合を除く。

※ 就業後に離職又は県外に転出（異動も含む）した場合は、原則として支援を終了する。

※ 支援対象者として適当でない事実が判明した場合は、支援を終了する。

#### 6 支援方法

日本学生支援機構又は当財団へ返還した奨学金について、前1年間（10月～翌年9月）の返還実績を確認後、奨学金の返還方式に応じて算出した額を超えない範囲で、返還実績額を本人へ交付する。

なお、交付する額は、別紙：参考資料のとおりとする。

#### 7 申請方法

申請の際は、次の書類を当財団へ郵送等により提出すること。

|   |                                                                                 |
|---|---------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 返還支援候補者認定申請書（別紙様式1）                                                             |
| 2 | 返還支援候補者認定申請理由書（別紙様式2）<br>※ 「保有している資格や特別な技能」欄に記入した資格を確認できる書類の写し（A4サイズ片面）を添付すること。 |
| 3 | 推薦書（別紙様式3）（指導教員等が記入、押印したもの）                                                     |
| 4 | 大学等の学業成績証明書（大学院生は、大学（学部）と大学院両方の学業成績証明書）                                         |
| 5 | 学生である身分を証明するもの（学生証等）の写し                                                         |
| 6 | 奨学生証の写し、奨学金貸与証明書、奨学金返還証明書のいずれか（機構奨学金の貸与を受けている者のみ）                               |

|   |                                                                        |
|---|------------------------------------------------------------------------|
| 7 | 出身高等学校等の卒業証明書（ <u>県内</u> 高等学校等出身者のみ）                                   |
| 8 | 県内出身中学校等の卒業証明書及び父母等の住民票の写し<br>（ <u>県外</u> 高等学校等出身者及び高等学校卒業程度認定試験合格者のみ） |

## 8 選考の方法

書類審査及び面接審査の上、奨学金返還支援候補者選考委員会で選考する。

### 面接審査について

日程：令和8年12月28日（月）（予定）

場所：鹿児島県庁（鹿児島市鴨池新町10番1号）

方法：原則、対面面接とする。ただし、県外居住者など、都合上、web面接を希望する場合は、申請の際に申し出ること。

※ 詳細は、令和8年12月上旬に改めて通知する。

※ 書類審査で一定の基準に達しない場合は、面接は実施しない。

なお、面接の連絡は、面接対象者にのみ行う。

※ やむを得ない事情（冠婚葬祭、疾病等）により指定された日時に面接を受けられない場合は、個別に相談すること。

## 9 支援候補者等の認定及び通知

選考の結果、募集人員の範囲内で支援候補者又は追加支援候補者を認定し、令和9年2月中旬までに通知する。

なお、支援候補者に欠員が生じた場合は、追加支援候補者を繰上採用し、令和10年5月以降に通知する。

## 10 支援候補者の取消し

次の事由に該当した場合は、支援候補者の認定を取り消す。

ア 奨学金の貸与を取り消された場合（本人の申出によるものを除く。）

イ 在籍大学等を卒業（修了）できなかった場合

ウ 奨学金の返還が全額免除された場合

エ 奨学金の返還金を滞納した場合

オ 支援候補者を辞退する旨の申出があった場合

カ 支援候補者として適当でない事実が判明した場合  
（高校奨学金等の他の奨学金の返還金を滞納した場合等）

## 11 支援候補者認定後の手続（詳細は別途通知する。）

支援候補者として認定された者は、次の各時点において、必要な書類を当財団へ提出すること。

(1) 卒業（修了）後、6か月経過時

大学等の卒業（修了）証明書、就業証明書等、住民票の写し（実際に居住している住所）

(2) 返還支援開始時（初年度のみ。ただし、変更する場合はその都度）

返還支援金振込口座届

(3) 返還支援開始時及び返還支援期間中（毎年度）

奨学金返還実績を証明する書類、就業証明書等、住民票の写し（実際に居住している住所）

※ (1)の提出があった後、支援要件を具備した者について、返還支援対象者として決定し、支援を開始する。

なお、返還支援対象者の決定通知は、直接本人に通知する。

## 12 申請書類の提出先及び連絡先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号（県庁17階）

公益財団法人鹿児島県育英財団

TEL 099-286-5244 FAX 099-286-5229

メールアドレス taiyo-ikuei@kagoshima-ikuei.jp

### 【これまでに寄附をいただいた企業・団体（五十音順）】

（一財）岩崎育英文化財団【いわさきグループ】、（公財）上野カネ奨学会、  
（株）カクイックス、（株）鹿児島銀行、鹿児島空港ビルディング（株）、鹿児島トヨタ自動車（株）、  
鹿児島トヨペット（株）、コーアツ工業（株）、小正醸造（株）、城山観光（株）、（株）新日本科学、  
セイカ食品（株）、（株）セイカスポーツセンター、（医）天陽会【中央病院】、南国交通（株）、  
南国殖産（株）、（株）ナンチク、日本ガス（株）、（株）久永、本坊グループ、  
（株）M i s u m i、南九州日野自動車（株）、（株）南九州ファミリーマート、（株）南日本銀行、  
（株）森建設、（株）山形屋、（公財）山本奨学会【鹿児島ヤクルト販売】、  
（公財）米盛誠心育成会【米盛グループ】

【別紙：参考資料】※ 日本学生支援機構第一種奨学金の場合

1 返還支援対象金額について

返還支援対象金額は、返還期限猶予をされた期間相当の奨学金を除いた額とする。ただし、大学等卒業（修了）後、引き続き上級学校へ進学した場合の猶予期間は、支援対象に含める。

例) 借用金額 2,160,000 円、月賦返還額 12,857 円、返還期限猶予期間 1 年の場合

（ 返還年月数                      168 か月（14 年）  
返還期限猶予期間              12 か月（傷病等による返還猶予 1 年）

2,160,000 円－（12,857 円×12 か月）＝2,005,716 円が支援対象金額

2 返還支援方法について

奨学金の返還方式に応じて支援する。

(1) 定額返還方式により返還する場合

次により算出される返還期間（回数）及び月賦返還額を基礎とした額を上限として支援  
注）繰上返還、一括返還により返還をした場合も、上限額を超える支援は行わない。

ア 返還期間（回数）

借用金額を「奨学金返還年数算出表」に定める「割賦金の基礎額」で割って得た返還年数を 12 倍した回数

《奨学金返還年数算出表》

| 貸与総額（借用金額）              | 割賦金の基礎額     |
|-------------------------|-------------|
| 200,000 円以下             | 30,000 円    |
| 200,001 円～400,000 円     | 40,000 円    |
| 400,001 円～500,000 円     | 50,000 円    |
| 500,001 円～600,000 円     | 60,000 円    |
| 600,001 円～700,000 円     | 70,000 円    |
| 700,001 円～900,000 円     | 80,000 円    |
| 900,001 円～1,100,000 円   | 90,000 円    |
| 1,100,001 円～1,300,000 円 | 100,000 円   |
| 1,300,001 円～1,500,000 円 | 110,000 円   |
| 1,500,001 円～1,700,000 円 | 120,000 円   |
| 1,700,001 円～1,900,000 円 | 130,000 円   |
| 1,900,001 円～2,100,000 円 | 140,000 円   |
| 2,100,001 円～2,300,000 円 | 150,000 円   |
| 2,300,001 円～2,500,000 円 | 160,000 円   |
| 2,500,001 円～3,400,000 円 | 170,000 円   |
| 3,400,001 円以上           | 総額の 20 分の 1 |

イ 月賦返還額

借用金額を、(1)の返還回数で割って得た金額

例) 借用金額 2,160,000 円の場合

返 還 回 数    :    2,160,000 円÷150,000 円＝14.4 年    14 年×12＝168 回  
月賦返還額    :    2,160,000 円÷168 回＝12,857 円

※ 12,857 円×12 か月分＝154,284 円を 1 年ごとに交付し、返還を支援

※ 返還方法が、月賦及び半年賦併用の場合は、月賦返還のみの場合と同様に支援する。

※ 第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受けた場合で、貸与期間終了月が同じである場合、双方の合計額を借用総額として算出した返還期間（回数）及び月賦返還額を基礎とした額を支援する。

(2) 所得連動返還方式により返還する場合

所得に応じて算出される月賦返還額を基礎とした額を上限として支援

注) 繰上返還、一括返還により返還をした場合も、上限額を超える支援は行わない。

(例1) 借用金額 2,160,000 円

返還当初の年収 2,000,000 円（上昇率5%想定）

※ 下表の年間返還額を1年ごとに交付（20年間支援）

|      | 月返還額     | 年間返還額計      |
|------|----------|-------------|
| 1年目  | 6,428 円  | 77,136 円    |
| 2年目  | 4,650 円  | 55,800 円    |
| 3年目  | 5,100 円  | 61,200 円    |
| 4年目  | 5,550 円  | 66,600 円    |
| 5年目  | 6,000 円  | 72,000 円    |
| 6年目  | 6,525 円  | 78,300 円    |
| 7年目  | 6,975 円  | 83,700 円    |
| 8年目  | 7,575 円  | 90,900 円    |
| 9年目  | 8,100 円  | 97,200 円    |
| 10年目 | 8,700 円  | 104,400 円   |
| 11年目 | 9,375 円  | 112,500 円   |
| 12年目 | 9,975 円  | 119,700 円   |
| 13年目 | 10,725 円 | 128,700 円   |
| 14年目 | 11,400 円 | 136,800 円   |
| 15年目 | 12,300 円 | 147,600 円   |
| 16年目 | 13,200 円 | 158,400 円   |
| 17年目 | 14,175 円 | 170,100 円   |
| 18年目 | 15,225 円 | 182,700 円   |
| 19年目 | 16,350 円 | 196,200 円   |
| 20年目 | 17,475 円 | 20,064 円    |
| 返還総額 |          | 2,160,000 円 |

(例2) 借用金額 2,160,000円

返還当初の年収 4,000,000円（上昇率5%想定）

※ 下表の年間返還額を1年ごとに交付（11年間支援）

|      | 月返還額     | 年間返還額計      |
|------|----------|-------------|
| 1年目  | 6,428 円  | 77,136 円    |
| 2年目  | 13,425 円 | 161,100 円   |
| 3年目  | 14,475 円 | 173,700 円   |
| 4年目  | 15,525 円 | 186,300 円   |
| 5年目  | 16,575 円 | 198,900 円   |
| 6年目  | 17,775 円 | 213,300 円   |
| 7年目  | 18,975 円 | 227,700 円   |
| 8年目  | 20,250 円 | 243,000 円   |
| 9年目  | 21,525 円 | 258,300 円   |
| 10年目 | 22,950 円 | 275,400 円   |
| 11年目 | 24,450 円 | 145,164 円   |
| 返還総額 |          | 2,160,000 円 |